

■ □ ■ 猶予の申請の手引き ■ □ ■

令和3年3月
宮崎 市

市税を一時に納付できない場合には…

市税は定められた納期限までに納付・納入していただく必要があります。

しかし、市税を一時に納付することができない場合には、一定の要件に該当する方が申請し、認められたときには、1年以内の期間に限り、市税の徴収や財産の換価が猶予される制度があります。

徴収猶予

次の(1)から(5)などの理由により、市税を一時に納付することができないと認められるときは、徴収猶予の申請をすることができます。

- (1) 財産について災害を受けたこと、又は盗難にあったこと
- (2) 納税者又はその生計を一にする親族が病気にかかったこと、又は負傷したこと
- (3) 事業を廃止したこと、又は休止したこと
- (4) 事業について著しい損失を受けたこと
- (5) 本来の期限から1年以上経過した後に、納付すべき税額が確定したこと

換価の猶予

市税を一時に納付することにより、事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあると認められるなど、一定の要件に該当するときは、換価の猶予を申請することができます。

※ 申請する市税以外の市税に滞納がある場合は、原則として、換価の猶予の申請はできません。

※ 申請による換価の猶予は、平成28年4月1日以降に納期限が到来する市税が対象です。

○猶予の申請ができる方

徴収猶予及び換価の猶予を申請できるのは、納税者又は特別徴収義務者の方です。

なお、この手引きの中で「申請者」と記載があるのは、「納税者」のことです。

猶予が認められると…

- ・財産の差押えや換価(売却)が猶予されます。
- ・猶予が認められた市税は、原則として猶予期間中に一括又は分割にて納付していただきます。
- ・猶予期間中の延滞金の全部又は一部が免除されます。

手続の流れ

猶予を受けるための要件の確認

- ◆ 徴収猶予(3ページ)
災害、病気、事業の休廃業などにより、市税を一時に納付することができない場合は、申請により徴収猶予が認められる場合があります。
- ◆ 換価の猶予(7ページ)
市税を一時に納付することにより、その事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあるなどの一定の要件に該当するときは、納期限から6か月以内の申請により換価の猶予が認められる場合があります。

申請書の作成・提出 ※提出前に必ず提出先の担当課へご相談ください。

- 提出書類(徴収猶予は3ページ、換価の猶予は7ページ)

申請書	<ul style="list-style-type: none"> ・「徴収猶予申請書」又は ・「申請による換価の猶予申請書」
添付書類	<ul style="list-style-type: none"> ・財産収支状況書 ・災害などの事実を証する書類 ・担保の提供に関する書類

- 提出先
納税管理課(第三庁舎3階) ・ 国保収納課(第二庁舎3階)
- 提出期限
徴収猶予 : 1ページの(1)から(4)の理由による場合は、申請の期限はありません。
(5)の理由による場合は、納付すべき税額が確定した市税の納期限(修正申告書を提出する日など)まで
換価の猶予 : 猶予を受けようとする市税の納期限から6か月以内

提出された申請書等の審査

提出された申請書や添付書類等の内容を審査して、猶予の許可・不許可、猶予を許可する金額や期間などを決定します。

なお、申請書等に不備がある場合、20日以内に補正をしていただく必要があります。

猶予が許可された場合

猶予が許可された場合は、「徴収猶予の許可通知書」又は「換価の猶予通知書」が送付されます。送付された通知書に記載された分割納付計画のとおり納付してください。

不許可となる場合

審査の結果、猶予が許可されない場合があります。この場合には「徴収猶予の不許可通知書」又は「換価の猶予不許可通知書」が送付されます。

完納

本税の全額が納付された場合は、延滞金の全部又は一部が免除されます。

猶予の取消し

猶予が認められた後に、猶予が取り消される場合があります。

I 徴収猶予

1 徴収猶予を受けることができる場合

(1) 災害、病気又は事業の廃止等による場合

次のア～エのすべてに該当する場合は、徴収猶予を受けることができます。

ア 次のいずれかに該当する事実(納税者の責めに帰すことができないやむを得ない理由により生じたもの)に限ります。以下、「猶予該当事実」といいます。)があること

(ア) 納税者がその財産につき、震災、風水害、火災その他の災害を受け、又は盗難にあったとき

(イ) 納税者又はその者と生計を一にする親族が病気にかかり、又は負傷したとき

(ウ) 納税者がその事業を廃止し、又は休止したとき

(エ) 納税者がその事業につき著しい損失を受けたとき(※1)

(オ) 納税者に上記(ア)～(エ)に類する事実があったこと(※2)

イ 猶予該当事実に基づき、納税者がその納付すべき市税を一時に納付することができないと認められるとき

ウ 「徴収猶予申請書」を提出すること

エ 原則として、猶予を受けようとする金額に相当する担保の提供があること(※3)

- ※1 「納税者がその事業につき著しい損失を受けた」とは、徴収猶予を受けようとする期間の始期の前日以前の1年間(以下、「調査期間」といいます。)の損益計算において、その直前の1年間(以下、「基準期間」といいます。)の利益の額の2分の1を超えて損失が生じていること(基準期間において損失が生じている場合には、調査期間の損失の金額が基準期間の損失金額を超えていること)をいいます。
- ※2 「(ア)～(エ)に類する事実」のうち、「(エ)納税者がその事業につき著しい損失を受けたこと」に類するものとは、売上の著しい減少又は経費の著しい増加によって損失が生じていることをいいます。
- ※3 担保を提供する必要がある場合は、「担保提供書」や抵当権設定のための書類(不動産等を担保とする場合)などを提出する必要がありますので、お問合せください。(4ページ「4 担保の提供」参照)

(2) 本来の納期限から1年以上経過した後に納付すべき市税が確定した場合

次のア～エのすべてに該当する場合は、徴収猶予を受けることができます。

ア 法定納期限から1年を経過した日以後に納付すべき税額が確定した市税があること(※1)

イ 納税者がアの市税を一時に納付できない理由があると認められること

ウ やむを得ない理由があると認められる場合を除き、納税者からアの市税の納期限までに「徴収猶予申請書」を提出すること(※2)

エ 原則として、猶予を受けようとする金額に相当する担保の提供があること(※3)

- ※1 例えば、法定納期限から1年を経過した日以後に修正申告書を提出した場合に、その修正申告書の提出によって納付すべきこととなる市税が該当します。
- ※2 例えば、修正申告書を提出する場合には、市に提出した日が納期限となりますので、同日までに徴収猶予申請書を提出する必要があります。
- ※3 担保を提供する必要がある場合は、「担保提供書」や抵当権設定のための書類(不動産等を担保とする場合)などを提出する必要がありますので、詳しくはお問合せください。(4ページ「4 担保の提供」参照)

I 徴収猶予

2 猶予期間

徴収猶予が受けられる期間は、納税者の財産や収支の状況に応じて、最も早く市税を完納できると認められる期間（最長1年間）です。

徴収猶予を受けた後、猶予期間内に完納することができないやむを得ない理由があると認められる場合は、当初の猶予期間が終了する前に申請することにより、当初の猶予期間と合わせて2年の範囲内で猶予期間の延長が認められることがあります。

3 申請のための書類

徴収猶予を申請する場合、次の書類を提出します。

- 徴収猶予申請書
- 財産収支状況書
- 災害、病気又は事業の廃止等による徴収猶予を申請する場合には、猶予該当事実があることを証する書類(※1、2)
- 担保の提供に関する書類(※3)

※1 災害、病気等により納付困難となった場合の徴収猶予の申請をするに際して、これらの添付書類の提出を困難とする事情があるときは、ご相談ください。

※2 猶予該当事実があることを証する書類には、例えば次のようなものがあります。詳しくはお問い合わせください。

- ① 災害又は盗難のときは、り災証明書、盗難の被害届の写しなど
- ② 病気又は負傷のときは、医師による診断書、医療費の領収書など
- ③ 事業の廃止又は休止のときは、廃業届など
- ④ 事業について著しい損失を受けたときは、調査期間と基準期間のそれぞれの期間の仮決算書など

※3 担保を提供する必要がある場合は、「担保提供書」や抵当権設定のための書類(不動産等を担保とする場合)などを提出する必要がありますので、詳しくはお問合せください。(4ページ「4 担保の提供」参照)

4 担保の提供

猶予の申請をする場合は、原則として、猶予を受けようとする金額に相当する担保の提供が必要です。地方税法により担保として提供できる主な財産の種類には、次のようなものがあります。

※ 担保として提供できる財産の種類

- (1) 国債及び地方債
- (2) 社債(特別の法律により設立された法人が発行する債券を含む。)その他の有価証券で宮崎市長が确实と認めるもの
- (3) 土地
- (4) 保険に付した建物等(「建物等」とは、次に掲げるものをいいます。)
 - ア 建物
 - イ 立木
 - ウ 登記される船舶
 - エ 登録を受けた航空機
 - オ 登録を受けた自動車
 - カ 登記を受けた建設機械
- (5) 鉄道財団等の財団
- (6) 宮崎市長が确实と認める保証人の保証

I 徴収猶予

ただし、次の(1)～(3)のいずれかに該当する場合には担保の提供を求めないことがあります。

- (1) 猶予を受ける金額(未確定の延滞金を含みます)が100万円以下である場合
- (2) 猶予を受ける期間が3か月以内である場合
- (3) 担保として提供することができる財産がないなど特別な事情がある場合

※ 所有者の同意を得られる財産であれば、納税者名義である必要はありません。

5 提出された申請書等の審査

必要な書類が提出されているか、必要な事項が記入されているかを確認し、猶予の許可・不許可、猶予を許可する金額・期間などの審査を行います。

(1) 申請書等の補正

申請にあたって必要となる書類が提出されていない場合や、書類の記入に不備がある場合は、補正をお願いする場合があります。

なお、補正通知書が送付された場合、通知を受けた日から起算して20日以内に補正されないときは、猶予の申請を取下げたものとしてみなされますので、ご注意ください。

(2) 申請内容の審査

職員が納税者や勤務先に対して、申請書や添付書類に記入された内容(猶予該当事実、市税を一時に納付することができない事情の詳細、財産の状況、収支の実績見込み等)について質問したり、帳簿書類等を確認させていただくことがあります。

6 猶予が許可された場合

徴収猶予が許可された場合には、「徴収猶予の許可通知書」が納税者に送付されますので、その通知書に記載された納付計画のとおり、猶予を受けている市税を納付してください。

なお、審査結果により、①申請書に記入された猶予を受けようとする金額の一部についてのみ許可される場合、②猶予を受けようとする期間よりも短い猶予期間により許可される場合、又は③申請書に記入された納付計画と異なる内容により許可される場合があります。(なお、①から③の許可の場合、不服がある場合は、所定の期間内に限り審査請求をすることができます。)

7 不許可となる場合

次のいずれかに該当するときは、徴収猶予を許可することができません。

なお、猶予の不許可に不服がある場合は、所定の期間内に限り審査請求をすることができます。

- (1) 猶予の要件に該当しないとき
- (2) 納税者について強制換価手続(※1)が開始されたとき、法人である納税者が解散したとき、納税者が市税の滞納処分の執行を免れたと認められるときなどにおいて、猶予を受けようとする市税を猶予期間内に完納できると認められないとき
- (3) 納税者が、猶予の審査をするために職員が行う質問に回答せず、又は帳簿書類等の検査を拒み、妨げ、もしくは忌避したとき(※2)
- (4) 不当な目的で猶予が申請されたとき、その他その申請が誠実にされたものでないとき(※3)

- ※1 「強制換価手続」とは、滞納処分、強制執行、破産手続等をいいます。
- ※2 「帳簿書類等の検査を拒み、妨げ、もしくは忌避したとき」とは、具体的には、行動や言動で検査を承諾しない場合、検査に障害を与える場合、検査の対象から免れる場合などが該当します。
- ※3 「その申請が誠実にされたものでないとき」とは、猶予の申請が不許可又はみなし取り下げとなった後に、同一の市税について再度猶予の申請がされたとき(新たな猶予該当事実が生じたことにより徴収猶予の申請をする場合などを除きます。)などが該当します。

8 猶予の取消し

徴収猶予が許可された後に、次のいずれかに該当することとなったときは、猶予が取り消されることがあります。

- (1) 猶予を受けている者について、「7 不許可となる場合」の(2)と同様の事情がある場合で、猶予を受けている市税を猶予期間内に完納することができないと認められるとき
- (2) 猶予を受けている市税を「徴収猶予の許可通知書」により通知された納付計画のとおりになし納付しないとき
- (3) 宮崎市長が行った担保変更等の求めに応じないとき
- (4) 猶予を受けている市税以外に新たに納付すべきこととなった市税が滞納となったとき(※1)
- (5) 偽りその他不正な手段により猶予の申請がされ、その申請に基づいて猶予が許可されたことが判明したとき
- (6) 財産の状況その他の事情の変化により、その猶予を継続することが適当でないと認められるとき

なお、徴収猶予の取り消しを決定する前には、(1)の場合を除いて口頭又は書面で弁明を聴取します。ただし、正当な理由がなく弁明をしない場合(※2)は、弁明を聴取することなく猶予が取り消されます。

- ※1 猶予をしたときにおいて予見できなかった事実(猶予を受けている者の責めに帰することができない事実に限ります。)が発生した場合など、やむを得ない場合を除きます。やむを得ない理由がある場合はご相談ください。
- ※2 「正当な理由がなく弁明しないとき」とは、災害、病気による入院等、納税者の責めに帰することができないと認められる理由がないにもかかわらず、指定された期日までに弁明をしない場合をいいます。

9 猶予が不許可となった場合、猶予の取消し後の納付について

徴収猶予に係る市税が納期限到来前である場合には、通常の納期限内に納付してください。また、既に納期限が到来している場合は、ただちに納付してください。

II 換価の猶予

1 換価の猶予を受けられることができる場合

次の(1)～(5)のすべてに該当する場合は、換価の猶予を申請することができます。なお、申請による換価の猶予を受けられることができる市税は、平成28年4月1日以降に納期限が到来する市税に限られます。

- (1) 市税を一時に納付することにより、事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあると認められること(※1)
- (2) 納税について誠実な意思を有すると認められること(※2)
- (3) 換価の猶予を受けようとする市税以外の市税の滞納がないこと
- (4) 納付すべき市税の納期限から6か月以内に「申請による換価の猶予申請書」を提出すること
- (5) 原則として猶予を受けようとする金額に相当する担保の提供があること(※3)

※1 「事業の継続を困難にするおそれがある」とは、事業に不要不急の資産を処分するなど、事業経営の合理化を行った後においても、なお市税を一時に納付することにより、事業を休止又は廃止させるおそれがある場合をいいます。また、「生活の維持を困難にするおそれがある」とは、市税を一時に納付することにより、必要最低限の生活費程度の収入が確保できなくなる場合をいいます。

※2 「納税について誠実な意思を有すると認められる」とは、納税者がその市税を優先的に納付する意思を有していると宮崎市長が認めることができることをいいます。

※3 担保を提供する必要がある場合は、「担保提供書」や抵当権設定のための書類(不動産等を担保とする場合)などを提出する必要がありますので、詳しくはお問合せください。(「4 担保の提供」参照)

2 猶予期間

換価の猶予が受けられる期間は、納税者の財産や収支の状況に応じて、最も早く市税を完納できると認められる期間(最長1年間)です。

換価の猶予を受けた後、猶予期間内に完納することができないやむを得ない理由があると認められる場合は、当初の猶予期間が終了する前に申請することにより、当初の猶予期間と合わせて2年の範囲内で猶予期間の延長が認められることがあります。

3 申請のための書類

換価の猶予の申請をする場合、次の書類を提出します。

- 申請による換価の猶予申請書
- 財産収支状況書
- 担保の提供に関する書類(※)

II 換価の猶予

※ 担保を提供する必要がある場合は、「担保提供書」や抵当権設定のための書類(不動産等を担保とする場合)などを提出する必要がありますので、詳しくはお問合せください。(「4 担保の提供」参照)

4 担保の提供

猶予の申請をする場合は、原則として、猶予を受けようとする金額に相当する担保の提供が必要です。地方税法により担保として提供できる主な財産の種類には、次のようなものがあります。

※ 担保として提供できる財産の種類

- (1) 国債及び地方債
- (2) 社債(特別の法律により設立された法人が発行する債券を含む。)その他の有価証券で宮崎市長が确实と認めるもの
- (3) 土地
- (4) 保険に付した建物等(「建物等」とは、次に掲げるものをいいます。)
 - ア 建物
 - イ 立木
 - ウ 登記される船舶
 - エ 登録を受けた航空機
 - オ 登録を受けた自動車
 - カ 登記を受けた建設機械
- (5) 鉄道財団等の財団
- (6) 宮崎市長が确实と認める保証人の保証

ただし、次の(1)～(3)のいずれかに該当する場合には担保の提供を求めないことがあります。

- (1) 猶予を受ける金額(未確定の延滞金を含みます)が100万円以下である場合
- (2) 猶予を受ける期間が3か月以内である場合
- (3) 担保として提供することができる財産がないなど特別な事情がある場合

※ 所有者の同意を得られる財産であれば、納税者名義である必要はありません。

5 提出された申請書等の審査

必要な書類が提出されているか、必要な事項が記入されているかを確認し、猶予の許可・不許可、猶予を許可する金額・期間などの審査を行います。

(1) 申請書等の補正

申請にあたって必要となる書類が提出されていない場合や、書類の記入に不備がある場合は、補正をお願いする場合があります。

なお、補正通知書が送付された場合、通知を受けた日から起算して20日以内に補正されないときは、猶予の申請を取下げたものとしてみなされますので、ご注意ください。

(2) 申請内容の審査

職員が納税者や勤務先に対して、申請書や添付書類に記入された内容(猶予該当事実、市税を一時に納付することができない事情の詳細、財産の状況、収支の実績見込み等)について質問したり、帳簿書類等を確認させていただくことがあります。

II 換価の猶予

6 猶予が許可された場合

換価の猶予が許可された場合には、「換価の猶予通知書」が納税者に送付されますので、その通知書に記載された納付計画のとおり、猶予を受けている市税を納付してください。

なお、審査結果により、①申請書に記入された猶予を受けようとする金額の一部についてのみ許可される場合、②猶予を受けようとする期間よりも短い猶予期間により許可される場合、又は③申請書に記入された納付計画と異なる内容により許可される場合があります。(なお、①から③の許可の場合、不服がある場合は、所定の期間内に限り審査請求をすることができます。)

7 不許可となる場合

次のいずれかに該当するときは、猶予を許可することができません。

なお、換価猶予の不許可に不服がある場合は、所定の期間内に限り審査請求をすることができます。

- (1) 猶予の要件に該当しないとき
- (2) 納税者について強制換価手続(※1)が開始されたとき、法人である納税者が解散したとき、納税者が市税の滞納処分の執行を免れたと認められるときなどにおいて、猶予を受けようとする市税を猶予期間内に完納することができると認められないとき
- (3) 納税者が、猶予の審査をするために職員が行う質問に回答せず、又は帳簿書類等の検査を拒み、妨げ、もしくは忌避したとき(※2)
- (4) 不当な目的で猶予が申請されたとき、その他その申請が誠実にされたものでないとき(※3)

※1 「強制換価手続」とは、滞納処分、強制執行、破産手続等をいいます。

※2 「帳簿書類等の検査を拒み、妨げ、もしくは忌避したとき」とは、具体的には、行動や言動で検査を承諾しない場合、検査に障害を与える場合、検査の対象から免れる場合などが該当します。

※3 「その申請が誠実にされたものでないとき」とは、猶予の申請が不許可又はみなし取り下げとなった後に、同一の市税について再度猶予の申請がされたとき(新たな猶予該当事実が生じたことにより徴収猶予の申請をする場合などを除きます。)などが該当します。

8 猶予の取消し

換価の猶予が許可された後に、次のいずれかに該当することとなったときは、猶予が取り消されることがあります。

- (1) 猶予を受けている者について、「7 不許可となる場合」の(2)と同様の事情がある場合で、猶予を受けている市税を猶予期間内に完納することができないと認められるとき
- (2) 猶予を受けている市税を「換価の猶予通知書」により通知された納付計画のとおりになしとき
- (3) 宮崎市長が行った担保変更等の求めに応じないとき
- (4) 猶予を受けている市税以外に新たに納付すべきこととなった市税が滞納となったとき(※1)
- (5) 偽りその他不正な手段により猶予の申請がされ、その申請に基づいて猶予が許可されたことが判明したとき
- (6) 財産の状況その他の事情の変化により、その猶予を継続することが適当でないと認められるとき

なお、換価の猶予の取り消しの場合は、弁明をすることはできません。

II 換価の猶予

※1 猶予をしたときにおいて予見できなかった事実(猶予を受けている者の責めに帰することができない事実に限ります。)が発生した場合など、やむを得ない場合を除きます。やむを得ない理由がある場合はご相談ください。

9 猶予が不許可となった場合、猶予の取消し後の納付について

既に納期限が到来している市税を、ただちに納付してください。

お問合せ 宮崎市役所

納税管理課（第三庁舎3階） 電話：(0985) 21-1741
（市県民税・固定資産税・軽自動車税等）

国保収納課（第二庁舎3階） 電話：(0985) 21-1744
（国民健康保険税・後期高齢者医療保険料）